

ふじよし

第128号

# 議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成27年 富士吉田市成人式



# 12月定例会

## 議会の動き①

### 富士吉田市一般会計

#### 補正予算等を可決

平成26年12月定例会は、12月5日開会され、18日間の会期を終えて12月22日に閉会しました。

この定例会では、平成26年度一般会計補正予算（第3号）など補正予算6件、債権の放棄の報告1件、職員給与条例など条例の一部改正6件、住居表示に実施に伴う関係条例などの条例の制定2件、指定管理者の指定について2件、工事請負契約の締結について1件、訴えの提起1件、及び人権擁護委員の推薦1件、合計20件を、すべて承認、可決、同意しました。

市政に対する一般質問は6人の議員が行いました。



### 富士北麓広域市町村圏 正副議長会議議員合同研修会

11月7日に富士北麓広域市町村圏正副議長会議主催による議員研修会が富士吉田市民会館3階小ホールにて開催され、黒崎誠氏を講師に、「日本経済の今後と地域創生」と題しての講演が開催され、議員としての見聞を広げました。

日 程	内 容
12月 5日	（開会） ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
15日	本会議 ○市政一般質問
16日	本会議 ○市政一般質問
17日	総務経済委員会 ○付託議案の審査
18日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査
19日	建設水道委員会 ○付託議案の審査
22日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 ○各議案の採決 (閉会)

●12月定例会 会期日程

# 議会の動き②

## 常任委員会行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

## 総務経済委員会

## 文教厚生委員会

## 建設水道委員会

- 実施日 10月21日～22日
- 研修先 静岡県菊川市
- 内容 「静岡の茶草場農法」について

- 実施日 10月21日～22日
- 研修先 茨城県常陸太田市
- 内容 「子育て上手 常陸太田」について

- 実施日 10月16日～17日
- 研修先 栃木県栃木市
- 内容 「歴史的街並み景観形成」について



編集委員会

委員長 戸田 正男  
副委員長 宮下 奥脇 和一  
委員 横山 勇志

佐藤 渡辺 幸寿  
佐藤 秀明

# 市政一般質問

12月

勝俣 大紀 議員

《抜粋》



●全文については、次期定例会（3月）より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

そこで、質問だが、先に述べたように、資源を有効活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指し、また「地域と地球の環境を考えるまち」を実現するためどのような具体的なプランがあるのかお伺いする。

その具体的な取組みの一つとして木質バイオマスの活用が挙げられ、森林の成長とバランスのとれた利用をすることにより、再生可能なエネルギー資源となり、森林保護の観点からも、大変重要な施策であると考えている。

つとて木質バイオマスの活用が挙げられ、森林の成長とバランスのとれた利用をすることにより、再生可能なエネルギー資源となり、森林保護の観点からも、大変重要な施策であると考えている。

そこで質問だが、1点、国、県の施策と併せ、本市の地域特性を踏まえた、再生可能なエネルギーの利用促進や地球温暖化対策の推進を図るための具体的な取組みを検討していく予定である。

また、来年度において、地域新エネルギー・ビジョンの見直しをすると答弁されている。そのビジョンの中では、木質資源の利用については導入は可能だが、事題や地球温暖化問題等に対するため、平成18年度に処するため、平成18年度に富士吉田市地域新エネルギー・ビジョンを策定し、本市の地域特性にあつた新エネルギーの導入を検討して参考された。その結果、日照時間が全般的にも長いという利点を活かし、太陽エネルギーの活用による太陽熱温水器、太陽光発電システムの設置に対する補助を実施して参った。

このため、木質バイオマスを活用したペレットストーブ・ペレットボイラーの導入も効果的であると考え、その普及・促進について補助制度の導入も含め、検討しているところである。

したがって、今後においても、「地域と地球の環境を考えるまち」の実現に向けて、日常生活、事業活動において地球環境への負荷を低減し、地球温暖化を防止するため、継続して様々な取組みを進めて参る。

## ①富士吉田市環境基本計画における木質バイオマスの普及について

### ●1回目の質問

平成26年2月に見直された第2次環境計画において、目標を達成するには難しいと思われる基本目標九について伺う。

その文中において、「私たちはこれまで、石油・石炭等の化石燃料を利用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動を起因とした化石燃料の利用による温室内効果ガスの発生や廃棄物問題等、環境負荷の増大につながっているため、私はこれまでのライフ

スタイルを見直し、廃棄物の発生を抑制し、同時に、資源を有効活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。また、限りある資源を有効活用するため日常生活・事業活動において、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用等、地球環境の保全に積極的に取り組む、「地域と地球の環境を考えるまち」を目指します。

また、平成23年以降、原子力発電所が順次稼働停止したことによ伴う火力発電割合の上昇により、電気使用時のCO<sub>2</sub>排出係数が増大したため、CO<sub>2</sub>排出量の削減効果が小さくなり、同時に原油の価格も高くなつたことにより、石油代替エネルギーへの転換も課題の一つとなつている。

山梨県においても2050年までには、CO<sub>2</sub>ゼロやまなしと目標を掲げ、CO<sub>2</sub>の削減に向けて太陽光システム、蓄熱電池の開発等目標を達成するため邁進しているところである。

これら補助制度についても、市民の皆さんに定着し、設置件数も制度導入時から大きく増加しているところである。

次に、「地域と地球を考えるまち」を実現していくための具体的なプランについてであるが、第2次環境基本計画を具現化するため

先ほどの答弁から、再生可能なエネルギー資源の一つとして木質バイオマスの有効性や森林保護の観点からも重要であることを再確認することができた。

我々は、東日本大震災以降原発事故等に起因した火力発電による電気代の値

### ●2回目の質問

この事業においては、今後大いに期待するところである。されにしても、木質バイオマスの普及を考えるうえで、木質バイオマスがどういうものなのか、またそ

この事業においては、今後大いに期待するところである。されにしても、木質バイオマスの連携事業をはじめ

1点目の富士吉田市地域新エネルギー・ビジョンの見直しに際し、木質バイオマスについてその有効性を加えていただけるのか。

2点目、ペレットストーブ等を購入する際の補助制度の導入をしていただけるのか再度お伺いする。

そこで質問だが、1点、この利用方法について広く市民の皆さんに知っていただけではない。また同時にペレットストーブ等を購入しやすいよう補助制度の導入も必要なことであると考

今後については、本市に相応しい再生可能エネルギーとして木質バイオマスの有効性を加え、富士吉田市地域新エネルギービジョンの見直しを行つて参る。

次に、2点目の今後進められていく慶應義塾大学との連携についてであるが、現在、同大学が環境省の「地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・F S調査事業」の採択を受けて実施しているものである。F S調査とは、「事業化採算性分析」又は「事業化調査」のことである。

この調査事業は、同大学が本市をフィールドに行つてきた三年間の調査研究結果の蓄積も活かせることもあり、同大学より協力の要請があつた。本市としても、この調査事業が第二次富士吉田市環境基本計画に掲げた方針に合致することから、積極的に協力することとした。

事業の内容としては、「富士吉田市におけるバイオマスエネルギー導入事業計画・F S調査」をテーマに、本市の利用していない森林バイオマスを効率的・効果的に収集・搬出し、木質ペレットの原料として有効活用するとともに、生産されたペレットを使用する設備を市内各地に導入することで、温室効果ガス排出量の削減と森林整備を促進し、さらに、その収益を使ってつ

里山に手を入れることで、生物多様性の保全に繋がることを目的に実施している。バイオマスエネルギーの利用可能な量の調査を進めながら、11月には環境分野における専門家で構成する専門家委員会を開催し、11月から1月にかけて、本市の環境保全に取り組む団体や市民等がワークショップを行い、木質ペレットの活用策や生物多様性の保全に向けた活動について話し合いを行う。その結果は、専門家委員会に報告され、最終的な調査報告に反映されるので、この研究成果については、本市の環境政策に活かして参りたいと考えている。次に、3点目のペレットストーブ等を購入する際の補助制度の導入についてであるが、現在、富士吉田市外二ヶ村恩賜国有財産保護組合において木質バイオマス生産施設が建設されることにより、課題とされたいた木質ペレットの安定した供給が可能となることから、その普及・促進を図るために、ペレットストーブ設置費に対する補助制度を導入して参る。

に防災に関する基礎知識を習得するという制度である。山梨県内においても既に実施している地域もあり、防災リーダーを養成することにより、参加した方が防災の必要性を感じ、自主防災会へ積極的に関わっている。一方、小明見地区でも今年の4月より自主防災会の再構築を果たし、8月31日に実施された市内一斉避難訓練では約200人もの方々に参加していただいた。その時に用いたものが、再構築後に作成された避難経路マップであった。

その訓練が終わった後、感じたことは、この後どのように自主防災会の充実をはかればいいのかという不安が広がった。

そんな矢先の御嶽山の噴火であった。もし、富士山が前触れもなく噴火したらどうなるのか、そのときの自主防災会の対応はどうするのかという不安が膨らむ一方であった。

そんな時、県の男女共同参画推進会議から防災士を養成する甲斐の国防災リーダー養成講座があることを知り、その講座を受けることになり、座学やワークシヨップ等さまざまなアプローチで防災に関する基礎知識を学ぶことができ、いま現在、防災士になるべく準備を進めているところである。また、本市にも多くの

## ②防災リーダーの研修制度について

## ● 1回目の質問

防災リーダーの研修は、  
防災に興味がある方を中心

に防災に関する基礎知識を習得するという制度である。山梨県内においても既に実施している地域もあり、防災リーダーを養成することにより、参加した方が防災の必要性を感じ、自主防災会へ積極的に関わっているという「こと」を聞いている。

一方、小明見地区でも今年の4月より自主防災会の再構築を果たし、8月31日に実施された市内一斉避難訓練では約200人の方に参加していただいた。その時に用いたものが、再構築後に作成された避難経路マップであった。

その訓練が終わって後、感じたことは、この後どのように自主防災会の充実をはかればいいのかという不安が広がった。

そんな矢先の御嶽山の噴火であった。もし、富士山が前触れもなく噴火したらどうなるのか、そのときの自主防災会の対応はどうするのかという不安が膨らむ一方であった。

そんな時、県の男女共同参画推進会議から防災士を養成する甲斐の国防災リーダー養成講座があることを知り、その講座を受けることになり、座学やワークシヨップ等さまざまなアプローチで防災に関する基礎知識を学ぶことができ、いま現在、防災士になるべく準備を進めているところである。また、本市にも多くの

防災士は、地域における防災の普及活動をすることであり、災害時には地域の皆さんをサポートしていくことを担っている。このように地域の防災士と自主防災会との連携も自主防災会の充実を図るうえで大変重要なことである。

そこで、質問だが、今現在本市において、33自治会があるが、自主防災会の再構築を果たしている地区はどれくらいあるのか、また再構築されている地域でどのような活動を行っているのかお伺いする。

### 1回目の市長答弁

防災リーダーについては日常は地域の方々に防災知識の普及・啓発を行い、ざという時は地域の方々の安全を確保し、被害を最小限に止めるために、自ら率先して行動していただける方である。

今後、さらに自然灾害に対する、自治会や自主防災会の皆様の役割は増していくものと考えており、防災リーダーの養成は地域防災力を向上させる礎となるものと認識している。

そこで、本市における主防災会の再構築を果たしている地区数であるが、現在は16自治会であり、その

● 1回目の市長答弁

● 1回目の市長答弁

団体については、自治会組織とは別に自主防災会を組織している。その活動内容としては、平成25年度及び26年度の2ヶ年において、防災備品の整備・充実を図るとともに、防災マップの作成、防災訓練の実施及び地域住民への防災意識の啓発等に積極的に取り組んでいただいていたる。

111

111

●2回目の市長答弁

まず、自主防災会の再構築の推進についてであるが、自治会の皆様に対しても、自主防災会の必要性、重要性や役割等について説明するなど、これまでと同様に防災出前講座等を通して広く自治会に働きかけをして参る。

次に、独自の防災リーダー研修制度の実施についてであるが、防災リーダーについては、東日本大震災以来、地域住民の防災意識も高揚してきていること、また、自然災害が多数発生している中、その防災対策・減災対策の充実強化も求められていることから、自治会や自主防災会と連携し、災害時には地域の中心的存在として、地域防災力の向上に向け、その役割が大いに期待されるところである。

したがって、本市としても、一人でも多くの防災リーダーを育成するため、リーダー養成講座への市民の皆様の参加を促し、併せて、本市独自の研修制度についても先進事例や他市の事例も参考にする中で実施に向け検討して参る。

そこで質問だが、本市における独自の防災リーダーの研修制度を実施していただけなのか、お伺いする。

れる観光客の皆さんに災害にも強いまちであることがアピールでき、より一層集客できるものと期待できる。

# 市政一般質問

12月

太田利政議員

拔粹



## ①堀内市政について

## ● 1回目の質問

平成23年4月の富士吉田市長選挙において、堀内市長はそれまでの4年間の市政各般における様々な取り組みと、「拓く」「育む」「創る」「働く」「慈しむ」の5つの具体的な政策を示し、さらに東日本大震災の発生により災害から市民を「守る」政策を加え、結果として市民の評価と信任を得て2期目をスタートさせた。それから早いもので3年八ヶ月が経過しようとしているが、あらためて振り返ってその政策がどのように行われてきたかを私なりに確認、整理してみた。

また、かつて経験したことのない記録的な大雪に対して、迅速な除雪体制をとるとともに、市民に呼びかけて実施した「市民一斉雪かき」は結果としてその後の影響を最小限に收めるところになり近隣町村からもより、県内外から大きな評価を受けたところである。

さらに、本年9月27日に発生した御嶽山の噴火を避け、富士山の火山・避難対策を迅速に進めるため11月には「富士山火山対策室をいち早く設置したことや様々な災害において課題であつた情報提供においては、C A T V 富士五湖と協働す

育施設の計画的な震害化進めるなど、災害に強く、安全・安心のまちづくりを強力に牽引してきたと考えている。

これにより 本市から大同方面へのアクセスは20分近く短縮されると共に、富士山火山災害における緊急避難路としても役立つも

湖トンネルが完成し、それに接続する新倉南線は来年3月には供用開始される

る中でデータ放送サービスを導入するなど、堀内市長の強力な指導力、時宜を得た行動力に敬意を表するものである。

現在、市内全ての5千を超える防犯灯をLED化することを決断し実行した点についても、自治会の財政負担軽減と環境保全の観点を含めて大きく評価できることであると考えている

（社会基盤整備）

次に、社会基盤の整備する

また、長年の懸案であつた東富士1号線も来年3月に、大明見下の水線も（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジと併せて平成29年3月の供用に向けて着実に進行しています。国道138号の拡幅についても本年度より用地買収が始まっている。

これにより 本市から甲府方面へのアクセスは20～25分近く短縮されると共に、富士山火山災害における緊急避難路としても役立つものと考えている。

等により、着実に推進していると私を含め、市民の多くが評価している。

〈子育て環境の充実・支援〉

子育て環境の充実・支援についてであるが、私立幼稚園支援事業として就園奨励費補助金の大幅アップや新たに施設の修繕費補助制度の創出、子育て支援の場の提供、保育サービスの充実、学童保育の設置場所の拡大、ファミリーサポート事業の充実など子育て環境・支援は以前にも増して充実していると感じている。

また、学校教育の現場に

おいてもいじめ・不登校問題をはじめとする様々な問題に対し、不登校児童生徒の居場所づくりや支援相談体制の強化に取り組んでいると感じている。

支える家族にとつても大きくな支えとなつてゐると思う  
また、市中心市街地に浴施設を併設した（仮称ふれあい庵の建設は、高齢者の生きがいづくりや健康増進の拠点施設として子孫もから高齢者までの交流の場として、また、周辺商店街の活性化や災害時における福祉避難所として整備しており、高齢者はもとより多くの市民が大きな期待を寄せている。

優れた水質であることが科学的に明らかになった。一の地下水をしっかりと保全するとともに地域振興に活用することは大変重要である。堺内市長は、ミネラルウォーター事業者に対しても本機能を本市に置くことや市民の積極的な雇用など地域の資源を市民生活に活かす取り組みは非常に有効であると評価している。特に、世界的な飲料メーカーであるキリンビバレッジとの協定による関連会社の誘致は牧野フライスに続く企業誘致の成功例として高く評価できる。

次に、産業の振興についてであるが、本市の地域資源の一つである地下水は、士山に25年から40年前に降った雨や雪が地下に浸透し

一方、堀内市長はリーマンショック後直ちに利子補給制度を拡充し、県内でも最も高い率での支援を行っている。中小企業にとってありがたい政策である。

また、なんと言つても昨年6月22日に富士山が世界文化遺産に登録されたことは、堀内市長が市民の先頭に立つて、国や県、市議会議員、関係機関と積極的、継続的な活動を展開された成果であると思う。これほど富士吉田市が国内外の舞台に出たことはかつて無かつたように思う。

難所として重要な役割を持つことになる。また、新しい学校給食センターの建設は次世代を担う子供たちに安心・安全な食事を提供するとともに、災害時の食料供給拠点としての機能がある。さらに、世界文化遺産「富士山」の魅力を幅広い年齢層が見て、体験して、楽しめる施設として博物館がリニューアルされること、市民はもとより富士北麓を訪れる多くの観光客との交流が図れるなど、地域の活性化にも繋がる。

（財政の健全化）

このように堀内市長が取

次に教育・文化は置いてあるが、小学校体育館の耐震改修をはじめ、小中学校トイレの計画的な改修は教育環境の向上につながるとともに、災害時には避

一方、堀内市長はリーマンショック後直ちに利子補給制度を拡充し、県内でも最も高い率での支援を行っている。中小企業にとつてありがたい政策である。

また、なんと言つても昨年6月22日に富山市が世界文化遺産に登録されたことは、堀内市長が市民の先頭にたつて、国や県、市議会議員、関係機関と積極的、継続的な活動を展開された成果であると思う。これほど富士吉田市が国内外の舞台に出たことはかつて無かつたように思う。

（教育・文化）

次に、教育・文化についてであるが、小学校体育館の耐震改修をはじめ、小中学校トイレの計画的な改修は教育環境の向上につながるとともに、災害時には避難所として重要な役割を持つことになる。また、新しい学校給食センターの建設は次世代を担う子供たちに安心・安全な食事を提供するとともに、災害時の食料供給拠点としての機能がある。

さらに、世界文化遺産「富士山」の魅力を幅広い年齢層が見て、体験して、楽しめる施設として博物館がリニューアルされることは、市民はもとより富士北麓を訪れる多くの観光客との交流が図れるなど、地域の活性化にも繋がる。

（財政の健全化）

このように堀内市長が取

り組んできた施策は、これまでになく積極的な政策であると考えている。

その一方で、一般会計市債を205億円から155億円に、特別・企業会計市債を192億円から149億円に、市長在任中の7年間であわせて93億円を減少させ、緊急時の歳出にあてるための財政調整基金は30億円から40億円と10億円増加させた。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、市長就任前の91.8%から87.6%と4ポイント以上改善するなど、財政健全化を正に有言実行してきた。

社会がめまぐるしく変化する中ににおいて財政の健全化を図りつつ、様々な取り組みを通して本市は大きく躍進してきたと考える。その手腕は多くの市民も高く評価しているところである。

地方自治体を取り巻く環境は益々変化が激しく、また厳しくなることが予想される。本市においては、富士山の世界文化遺産登録は千載一遇のチャンスであり、これまでの堀内市長の業績を考えると富士吉田市をさらに発展させるためには、堀内市長の行政手腕が是非とも必要である。

私は、次期富士吉田市長選挙において、堀内市長が立候補すべきと考えるが、堀内市長のお考えをお聞きする。

## ●1回目の市長答辯

太田議員には、私の3年8ヶ月市政全般にわたる様々な取り組みを高く評価していただき、また身に余るお褒めの言葉を頂戴した。しかしながら、この成果は決して私ひとりで成し得たものではなく、議員各位の御理解と御支援があつたからこそその成果であり、また、市民の皆様の御協力があつてはじめて達成できたものであると考えている。

一方で、これまで取り組んできたことは、富士吉田市発展のための基礎が築けたに過ぎず、このまちがさらに進化していく無限の可能性を秘めていることを考えると、まだまだ道半ばであるとも考えている。

また現在、これまでの私の実績を評価していただくとともに、さらに富士吉田市の発展を強固なものとするため、不肖私に対して次期市長選挙に立候補するよう、50を超える団体や数多くの市民の皆様から御推薦をいただいているところであります。

身に過ぎた評価であり、負託であると思うが、太田議員からの市長選挙の立候補要請やこうした私に寄せられた多くの立候補推薦についてを馳せると、改めてその責任の重さを痛感する。同時に、ボテンシャルの高い我がまち富士吉田をさらに進化させるために、全身

率直な思いも隠せない。このまちが大きく進化していくための事業に大胆に取り組み、これまで築いてきた基礎の上に、富士吉田市のさらなる発展という大輪の花を議員各位及び市民の皆様と力を合わせ開花させていくこと、このことこそがまさに私のライフワークであり、政治信念である。したがって、私は市民の皆様の審判を仰ぐべく、強い決意を持つて本日この場において、議員各位及び市民の皆様に対しまして、来る富士吉田市長選挙へ立候補することを表明する。

## ●2回目の質問

● 2回目の市長答弁

私が3期目を目指すにあつては、6つの方向性をもつて施策を進めて参りたいと考えている。

まず、1つ目は、市内全地域を対象とした、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを大胆に進めることである。

具体的には、世界の宝物となつたこの美しい富士山を後世にしつかり継承していくために保全を図つて参る。また、市内のそれぞれの地域には、富士山の眺望・景観や歴史的・文化的な資源や魅力があるので、それらの文化的な価値の認知を進め、本市の地域振興に活かすことで更なる飛躍を目指すべきであると考えている。

2つ目は、市民を安心感で包み込むよう安全安心なまちづくりを強力に推し進めることである。

具体的には、安全対策課や11月に設置した富士山火山対策室の機能を十分に発揮させ、データ放送やコミュニティFMなどの情報発信媒体を駆使し、富士山火山災害や地震・台風などの自然災害への対応を積極的に推し進めて参る。

また、自動体外式除細動器（AED）を市内コンビ

二エンスストアの御協力をいただく中で設置し、市民の皆様や観光客が緊急時にAEDを使用できる環境を整えて参る。

3つ目は、本市の将来を担う大切な子供たちを安心して生み育てる環境をさらに充実させ、子育てを地域社会全体で支援することである。

具体的には、保育園の保育時間の延長や土曜開園、現在の福祉ホールを改修して子育て支援センターを整備し、県内市町村では初めて産前産後ケアセンターを設置するほか、乳児相談、不登校の児童生徒の居場所づくりなどを進めて参る。

4つ目は、この地域に生まれ育った子供たちが、地域に暮らし・住み続けられる環境を作ることである。

具体的には、今後、社会基盤整備が進み、さらに(仮称)富士吉田南スマートインターチェンジができることなどにより、慢性的な渋滞が緩和されるとともに首都圏や東海地域、甲府方面へのアクセスが向上する。とから、富士山の世界遺産登録の効果も最大限生かすことでこれまで行ってきた企業誘致・産業振興施策を継続すると共に、産業を通じて人と人との交流を図り、賑わい空間を作り出す大型産業集積エリアの整備を促進し、大規模な雇用の場の創出と安定した税収の確保を

5つ目は、持続可能な地域社会を維持するために、地域を支える若い世代の定住や人口の増加を推進することである。

具体的には、若者や子育て世代をターゲットに住宅取得補助制度や家賃補助制度など、県外通勤費補助制度などの施策を導入し、他地域からの定住促進、人口増加の政策を強力に進めて参る。

最後、6つ目として、「住みたい・住み続けたいまちふじよしだ」の実現ため「選択と集中」により、財政の健全化をさらに進めることがある。

具体的には、各種施策を計画的、かつ、強力に推し進めるための土台である効率的で計画的な行財政運営を継続して参る。

いずれにしても、高いボテンシャルを秘めたこの宮崎市吉田市を更に進化させるための施策を大胆に推し進め、本市の発展と市民福祉向上のため、全身全霊を傾けて参る所存である。



# 市政一般質問

12月

前田 厚子 議員

《抜粋》



## ①福祉避難所の運営について

### ●1回目の質問

2011年3月11日の東日本大震災、また、その後の富士山の直下型地震。大型台風による局地的豪雨による被害の広島市の土砂災害、長野県では御嶽山の噴火、11月22日には、長野県北部を震源地とする最大深度6弱の地震と、あちらこちらで想定外の災害が続いている。

山梨も今年の2月には忘れもない大雪、新聞には「山梨、陸の孤島」と驚くような見出しが躍っていた。当市においても、早速、大雪対策として道路除雪に使われる重機が購入された。行政と業者との協力体制も

整ってきたようである。

こうした準備と共に、いち早く取り組むべきことが、明日にでも利用出来る福祉避難所の体制を整えることだと思うがいかがか。

阪神、淡路大震災で要援護者が避難所生活の中で、相次いで亡くなつたことを教訓に、1997年に「福祉避難所」が制定された。福祉避難所に主として、要援護者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されることが災害対策基本法施行令で定められた。私は締結してくれた全施設を訪ね、話を聞かせていただいた。

そこで、お聞きする。1点目、今回締結された施設を市民に周知する為にも施設名をあげていただけますか。また、今回の締結であるか。おおよそ何名の方を災害時に収容できる予定とお考えですか。

福祉避難所の収容計画があつたらお示し願う。

### ●1回目の市長答弁

ふれあい庵が今、一番大きな福祉避難所として建設されている。この避難所の収容計画をお示し願う。

ふれあい庵が今、一番大きな福祉避難所として建設されている。この避難所の収容計画をお示し願う。

次に、2点目の締結先の施設の人的な確保と配置について、基本的には施設については、基本的には施設が始められたとあったが、今後もまだ締結されていない施設には推進する予定があるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、家族や自治会、自ずは、消防団など心の支えを、身近な方々の力によく避難所まで移動する手

になる場合も想定されるが、このような課題も既に計画は進んでいるのか現在の進捗状況をお聞かせ願う。

4点目、避難されると予想される方々を入れて施設ごとに防災訓練を実施して、実際に何が不足しているか、必要か詰めていくことだと想われる。市では福祉避難所の立ち上げと防災訓練の実施についての計画はあるのか、お聞かせ願う。

5点目、多世代交流施設について、この避難所の施設名について、各施設と協議しながら避難所運営マニュアルで明示して参る。

既に、本年の広報紙11月号に掲載し、いち早く市民の皆様にお知らせしております。また、具体的な収容人員や収容計画については、各施設と協議しながら避難所運営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の施設の人的な確保と配置について、基本的には施設については、基本的には施設が始められたとあったが、今後もまだ締結されていない施設には推進する予定があるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてであるが、

既に、本年の広報紙11月号

に掲載し、いち早く市民の

皆様にお知らせしております。

また、具体的な収容人員や

収容計画については、各施

設と協議しながら避難所運

営マニュアルで明示して参る。

次に、2点目の締結先の

施設の人的な確保と配置に

ついては、基本的には施設

が始められたとあったが、

今後もまだ締結されていな

い施設には推進する予定が

あるか、市の考えをお聞かせ願う。

次に、3点目の自力で避

難所に行けない人のサポート等についてであるが、まづ施設への移動体制について、

家族や自治会、自

ずは、消防団など心の支えを、

身近な方々の力によく避難所まで移動する手

が最も現実的、かつ、実効性のある移動方法であると考

えていた。今後の福祉避難所としての運営方法や活用方法について、現在、関係部署と

鋭意協議を進めているところであり、福祉避難所としての施設整備についても、

設備や備品整備を来年度予

算に計上し、その機能を十分に発揮できるよう努め

て参る。

1点目の協定を締結した

施設名についてである



# 市政一般質問

12月

佐藤  
秀明  
議員

《拔粹》

トラン部門にも運営参加するのか、レスセンターに参加するのか、レストラン部門にも運営参加するのか。また、モンベルが第3セクターの店舗に進出することによって、富士吉田市のまちおこしにどのようなメリットがあるのかお聞きする。

今後は、具体的なまちづくりに関する方向性を示す中で、富士吉田市、富士山、の玄関口としての魅力を高めていきたいと考える。次に、地ビールレストランの経営についてであるが、第3セクターとはいえ、一

車場のトイレ、売店等の設備を整える考えはあるのか、また、浅間公園へ車のアプリーチについて、なぜ今まで改良、整備されてこなかつたのか。駐車場への進入路だけの説明だけでなく、これらの事にも説明願う。

に経営参加したのはいつか。その間に「地ビールレストランの経営は飛躍的に回復している」と説明されたが、どのように飛躍的に回復したのか、売り上げがどのくらい増えたのか等、数字で説明されなければ、「飛躍的

富士吉田市の地域再生の取り組みについていくつかお伺いしたい。

富士吉田市を紹介すると  
きは、必ず初めに浅間公園（忠靈塔）からの富士山の風景がある。富士吉田市のシンボルであり、この地の整備は必要である。しかしながら、公園へ行く道路も整備されず、訪れた人のための売店もない。今後どのように整備を進めるのか説明を願う。

次に、富士山駅周辺整備について質問する。この場所は富士吉田市の玄関口である。しかし、現状は、駅

## ①地域再生について

① 地域再生について

次に、ふじやまビル(株)  
(地ビルレストラン)についてお聞きする。現在、第3セクターとして経営されているが、長年の赤字体質から抜け出せず、その経営は苦しいものと聞いている。立地条件に恵まれていて、経営がなぜ行き詰まっているのか、その理由をどのように捉えているのか、また、経営責任は誰にあるのか、含めて第3セクターの今後の運営をどのようにするのか説明を願う。

また、今般、株式会社モンベルが第3セクターの地ビルレストランに入居したが、モンベルは第3セク

前の姿は空き地、空き家が点在し、富士山の玄関口としては寂しい限りである。駅前の魅力と価値を高めるための努力をするべきである。土地・建物が個人所有であり、解決が難しいことは分かるが、この富士山駅の周辺の景観をどのように認識されているか、また、活性化を図る為に組織を立ち上げる予定はあるのかお伺いする。

個人の土地、家屋の形状の変更を伴うまちづくりには、多額な費用を伴うことから、事業を進めるためには、市民の皆様の認知や理解が必要である。

まず、新倉山浅間公園の整備であるが、公園駐車場への進入道路の改良が完了し、また、来春には市道新倉南線の開通など、公園へのアプローチに関する環境も大きく変化することから、改めて、公園利用者の実態調査を行い、先進事例の研究と併せ、効果的な公園へのアプローチ機能の向上のための方策を検討していく。

次に、富士山駅の周辺の景観の現状認識についてであるが、富士山駅周辺は、富士吉田市及び、富士山の玄関口であると認識している。しかしながら、富士山駅周辺は整備が進んでいないことも事実である。

現在、上吉田地区のまちづくりについては、関係団体や市民参加で組織される検討会また、慶應義塾大学などの協力を得る中で調査研究が進められている。

●2回目の質問  
駐車場への進入路は改良されたが、進入路の入り口はまだ狭く、これでは改良はまだ中途半端である。駐

クターの株主として、経営直接関わるものについてはお答えできないが、第3セイ改善などには参画していく。次に、モンベルの地ビールレストランは、経営状況が危機的な状況にあつたため、地ビールレストランの半分を「モンベル富士吉田店」をして貸し出すとともに、地ビールレストランの運営全般についてもモンベルのレストラン経営のノウハウを取り入れた。また、地ビールレストランの株式の一部も取得していただきおり、正にモンベルの経営ノウハウを活用することで地ビールレストランの経営は飛躍的に回復している。

また、モンベルの進出は、世界遺産登録の効果を長期的に継続させるものと考えている。

ふじやまビール（株）（地  
ールレストラン）の株主と  
して富士吉田市は出資して  
いる。実質的には、ふじや  
まビール（株）は富士吉田市  
の経営率下にあり、株主と  
して建設時には税金が投下  
されている。株主は市民で  
あり、経営内容を市民に知  
らせるることは当然である。  
改めてお聞きする。今回  
モンベルがレストラン部門

富士山駅の周辺の整備について、整備がされていない事は認めているが、富士山、富士吉田市の玄関口であると認識しているのなら、駅周辺も玄関口として整えることは必要である。駅周辺の状態を放置しておくことは出来ない。いつまでに關係機関の調査をし、方向性を示し、いつ組織を立ち上げる予定なのか、その時期をお尋ねする。

次に、富士山駅の周辺の  
在策定中の道路計画等に基づき、実施する予定である。

（21回目の市長答弁）  
まず、新倉山浅間公園へのアプローチ機能の向上と整備についてであるが、公園へのアクセス道路や売店の設置等、ハードの整備については、多額の費用がかかる。  
また、安全性や費用対効果の面から十分検討する必要があると考えている。改めて、公園利用者の実態調査や、先進事例の研究を行い、効果的な公園へのアプローチ機能の向上のための方策等を検討していく。  
次に、中期財政計画における新規道路整備事業についてであるが、市道新倉南

整備の時期についてであるが、まずは、土地・建物の所有者や事業者の御理解を得なければならず、多くの関係機関の御協力をいただきながら検討を重ね方向性を作り上げる必要がある。まちづくりに関する組織についても、方向性が定まつた段階において計画していく。

次に、地ビールレストラン及びモンベルについてで、あるが、本市は株主として、モンベルのレストラン経営のノウハウを取り入れるなど、抜本的な経営改善に参画しているものである。

佐藤議員の御質問は、民間企業の経営内容に特化した内容になっており、企業の活動に支障を及ぼす恐れがあることから、答弁すべきものではないと考える。

私は、地ビールレストランが、このたびの経営改善において、自立して、より安定した経営ができる体制を確立しているので、市民の皆様にも、新しく生まれ変わった地ビールレストランを是非、御堪能いただきたいと思う。

され、2040年までに消滅可能性都市896市町村の名前が公表された。その中に富士吉田市も含まれていた。「消滅可能性都市」として名指しされたことに対し、どのような考え方をお持ちなのかお聞きする。

富士吉田市は、総務省が進めている「地域おこし協力隊制度」にどのように取り組んでいるか。また、その成果はどのようなものか。それによって何人の人が定住したか説明願う。

富士吉田市に住んでいる若者は結婚して他の市町村に住むようだ。住環境が、他の市町村と富士吉田市と比べてとりわけ素晴らしいわけでもないのに、なぜ結婚した若者が他の町村に住もうとするのか。その理由をどのように捉えているか。

まず、本市が「消滅可能性都市」のリストに上がったことについてであるが、本市においても人口減少に歯止めをかけ、子育てしやすいまちづくりを進めるため、全府が一丸となって、よし効果的な施策の実現に最大限の努力を傾注しているところである。

次に、若者が他の町村に住もうとすることについてであるが、本市全体の人口動態を見ると、近隣自治体への人口の流出よりも流入のほうが多い実態が明らかにされており、このことは、子育て支援施策等定住する環境が、近隣自治体よりも「人口減少に対する全府が一丸となって、より効果的な施策の実現に最大限の努力を傾注している」と答弁しているが、「より効果的な施策」とは具体的にどのような施策か。

「人口減少に対する全府が一丸となって、より効果的な施策の実現に最大限の努力を傾注している」と答弁しているが、「より効果的な施策」とは具体的にどのような施策か。

富士吉田市は周囲の市町村と比較して人口減少率は高く、毎年400人前後の合計特殊出生率は1・43とされているが、富士吉田市では合計特殊出生率はどのくらいか。若者の（生産年齢人口）人口減少のスピードを防ぐために、富士吉田市はどのような政策を行っているのか。

若者の大都市への流出を

防ぐ「ダム機能」を持つ「若者に魅力のある地方拠点都市」の創出についてであるが、本市においても、国の総合戦略の動向を注視しつつ取り組みを進めていく。

● 1回目の質問 平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討委員会によるレポートが発表

● 1回目の企画部長答弁 本市においては、現在3名の地域おこし協力隊員が、本市に移住し地域振興に取り組んでいる。

空き家、空き店舗を再生する「アキナイ」プロジェクトに取り組んでおり、これまで7物件を再生し9名が定住しており、5世帯12人が移住を検討している。

● 1回目の市民生活部長答弁 まず、本市の合計特殊出生率についてであるが、最新のデータでは1・38である。若者の人口減少対策として、不妊治療に対する助成金等の施策を展開しているが、他の多くの自治体と同様に、自然減・社会減という事実は否めないとある。

富士吉田市は合計特殊出生率が1・38と全国水準よりも低いことは、人口減少が周りより進むという点であり、子どもを生み育てる環境も見直さなければならない結果である。取り組むべき政策はどのようなものなのかお聞きする。

また、地方拠点都市構想について、郡内地区には20万人都市はない。富士吉田市は郡内の中核都市である。人口5万人の富士吉田市が「ダム機能」を持つ地方拠点都市として成り立つためには、どのような都市でなければならないと思うかお伺いする。

「富士吉田市の人口は周辺の町村へ人が出て行くようになりつて来る人の方が多い」と答弁された。しかし、平成22・23・24年の資料からいえば、どのようないく人の方が多いが、南都留郡全體では出でいく人が多い。周りの自治体より、流市、大月市から入つて来る人が多いが、南都留郡全體では出でいく人が多い。周囲の自治体より、流

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

## ②人口減少について

● 1回目の質問 平成26年5月に日本創成会議・人口減少問題検討委員会によるレポートが発表

● 2回目の市民生活部長答弁 本市においては、現在3名の地域おこし協力隊員が、本市に移住し地域振興に取り組んでいる。

空き家、空き店舗を再生する「アキナイ」プロジェクトに取り組んでおり、これまで7物件を再生し9名

が定住しており、5世帯12人が移住を検討している。

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の企画部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

また、外部からの移住促進策としては、「世界遺産

● 2回目の市民生活部長答弁 まず、人口減少対策の具

体的な施策についてであるが、具体的には、新婚世帯への家賃補助制度の導入等、

より効果的な定住促進策を検討している。

# 市政一般質問

12月

渡辺 孝夫 議員

拔粹

をお伺いする。

## ①市道新倉南線について

## ①市道新倉南線について

平成25年12月定例会において、市道新倉南線について一般質問を行つた。今回はもう少し詳細な質問を行いたい。

## ①市道新倉南線について

近隣住民の意見を参考に、私の意見も含めて、わかりやすく質問を行うので、具体的な答弁を願いする。昨年の一般質問では、工事は予定通り完了するとの答弁であったが、今年2月の大雪、数度の台風襲来等、予期せぬ自然災害も発生し、工事中断時期もあつたと思われるが、現在の進捗状況で予定通り完成するのか。今後のタイムスケジュール

においては、下吉田方面から甲府方面（新倉河口湖トンネル）に向かっての右折は、現在の交通量から推測するとかなりの渋滞が予想され、同時に児童、生徒の通学時間も重なる。この時間帯は特に気配りが必要と考へるが、どの様な安全対策があるのかお伺いする。

市道新倉南線と市道新倉通り線との交差点（旭町19分団ポンプ車庫西側）であるが、現在は、市道新倉通り線が優先道路となつて、供用開始後は市道新倉南線が優先道路となる。長年の慣れでうつかり一時停止を怠り、交通事故を起こすことも予想される。さらに、住民の往来に関しても

市道新倉南線開通に伴い、近隣住民の安全を守る事は行政の当然の義務である。信号機、横断歩道のない交差点については住民の安全を考慮すべき点である。市としてどのような対策をお持ちであるか。市道新倉南線開通に伴い、近隣住民の安全を守る事は行政の当然の義務である。信号機、横断歩道のない交差点については住民の安全を考慮すべき点である。市としてどのような対策をお持ちであるか。

対策を施していく。  
また、児童、生徒の通常について市道新倉南線及び市道新町通り線に歩道が整備されていることから学校関係者と連携し、児童生徒が安全に通行できるとう誘導する。  
次に、市道新倉通り線の交差点についてであるが市道新倉南線が優先道路になることから、市道新倉通り線に交差点があることを周知する注意看板、路面表示等の設置について交通規制課と最終協議を行い設置していく。  
次に、市道新倉北裏通りと新倉河口湖トンネル出口交差点についてであるが山梨県富士東部建設事務所吉田支所道路課との協議で

● 2回目の質問 新倉郵便局前交差点の号機設置は今月中に整備され、それに伴い右折レーン及び必要な安全対策を実施するとの答弁であるが、現状の道路幅員で右折レー、ンの距離はどのくらい設置可能か。洪滞対策と併せて具体的にお伺いする。

● 2回目の市長答弁

まず、市道新町通り線との交差点の右折レーンの長さについては、交通量調査の計算に基づき、長さが 50mに決定されている。

また、渋滞対策については、交通量の測定による信号管制で制御されることとなるが、今後の実態を確認して対応していく。

次に、市道新倉南線と市道新倉通り線の交差点への信号機設置の陳情についてであるが、本市としては、平成25年10月3日に山梨県警察本部交通規制課に上申し、その後も現地での協議を含め、機会あるごとにお願いしてきた。

信号機設置については、歩行者の安全だけでなく、

倉河口湖トンネル出口交差点については、防音壁が市道北裏通り線まで設置され見通しは甚だ悪く、トンネルから富士吉田方面に直進する車は減速せず交差点を通過するものと考えられ市道北裏通り線を横断する車にとつては、非常に危険であり、万が一の時には不測な重大事故につながる事も予測される。

又、この交差点には横断

最終工程に大きく影響することなく進捗している。現在は、改良工事の最終区間で、172mの工事に着手し、関係機関等と来春の供用を目指し最終調整を図っている。

次に、市道新町通り線との交差点についてであるが、山梨県警察本部交通規制課と協議を行い、本年12月に信号機が設置されることとなっている。それに伴い

標識、薄層舗装等の整備による  
山梨県と協議をしていく。  
歩行者についても注意喚起の  
標識等を設置していく。  
市道新倉南線の供用開始後  
については、大きく交差  
形態が変化することから  
旭町地内の方々のみならず  
市民の皆様全体に周知する  
必要があるので、広報、チラシ  
ホームページ、CATV、「  
観版等あらゆる手段を活用  
して周知していく。

と新倉河口湖トンネル出口交差点については、出口付近に警戒標識、交差点部分に道路照明2基を設置と答弁しているが、とてもこれだけの対策では十分とは言えない。さらなる安全対策をお伺いする。

次に、この交差点には横断歩道がない。散歩やジョギング等の歩行者にどの様な注意喚起を促すのか併せてお伺いする。

信号機のない状況では、横断に関しては大変心配される。市としてはどの様な対策を図るのかお伺いする。

シユールで事業進捗を図ってきたが、地権者や関係する皆様の御理解、御協力をいただき、中、本年度が最終年度となつた。幸いにして

基つき、トンネル出口付近に警戒標識、交差部分に道路照明2基が設置されるととなつた。

めた陳情書が出されているが、この件についてどの様な進捗状況になつてゐるのか、今後の対策を含めてお伺いする。

車両のスマースな通行を目的に、主道路とそれに交差する従道路の交通量、また、信号機間の距離を勘案し設置されることから、現段階では、当該箇所には設置予定はないと伺っている。

しかしながら、信号機設置については、交通安全の確保を図るためにも必要なことから、今後においても引き続き、地域の方々及び学校関係者と連携し、設置に向けて対応していく。

市道新倉北裏通り

市道新倉南線開通後同線

市道新倉河口湖トンネル出

交差点の安全対策につい

てあるが、現在、山梨県

富士東部建設事務所吉田支

所に、交差点があることを

周知する路面表示等の設置

等、更なる安全対策につい

て協議している。

また、歩行者等の横断対

策については、市道新倉通

り線交差部分の横断歩道に

歩行者を誘導することが、

山梨県警察本部交通規制課

より指示されているので、

今後においては、誘導看板

等を設置していく。

● 3回目の質問

市道新倉南線開通後同線の全貌が見えてきている。現地を視察してみると、改めて交差点に、信号機が必

要不可欠ではないかと思わ

れる。

市道新倉通り線（19分

ポンプ車庫前）の交差点は

もとより、新たに新倉河口

湖トンネル出口交差点につ

いても地形、道路状況を鑑

みると信号機が無い方が不

思議に感じる。

いろいろな制約があると思われるが、信号機も感応

式、押しボタン式等と交通

量に応じて機種もあり、

生命を守るのが一番とい

う視点からもぜひとも信号機

設置が必要と考える。市と

しては交通安全の為、今後

信号機設置に向けて、山梨

県警察本部、又関連機関に

対してどの様な働きかけを

していくのかお伺いする。

● 3回目の市長答弁

信号機の設置については、先ほど答弁したとおり、本市としては、地域住民の皆様の御支援・御協力をいただくとともに、地域の方々及び学校関係者と密に連携及び学校関係者と密に連携を行なうなど、最大限の努力をしていく。

● 3回目の質問

市道新倉南線開通後同線の全貌が見えてきている。現地を視察してみると、改めて交差点に、信号機が必

要不可欠ではないかと思われる。

● 1回目の質問

市立老人福祉センターは、現在小舟山に設置され、お

り、老朽化の為、現在新しい老人福祉施設として下吉田地区にコミュニティセンターを併設した新たな施設を建設中である。

そこで、新たな施設の機能の内、老人福祉センター、特にお風呂の利用に限定して質問する。

現在の老人福祉センターは、年齢制限もあり、一定の方しか利用出来ない。しかししながら、新しい施設に年齢制限はなくどなたでも気軽にお風呂の利用が出来

る。

● 1回目の市民生活部長答弁

（仮称）多世代交流施設ふれあい庵の入浴施設について、渡辺議員御発言のとおり、本施設開館から一定の期間、多くの市民の皆様の利用が見込まれ、混雑するものと予想している。

このため、利用する市民の皆様にご迷惑をおかけしないためにも利用方法等に

定員をオーバーとなる可能性もあり、利用したくても利用出来ない事態が予想されるが、特にお風呂関係の

利用方法について、どの様な形態、運営方法を考えているのかお伺いする。

● 1回目の市民生活部長答弁

（仮称）多世代交流施設ふれあい庵の入浴施設について、建物2階の南向きに入浴設備を設置し、大浴室を2室設け、うち1

室2槽の浴槽として整備している。

さらに、気泡浴や炭酸泉、湯設備を備え付け、リラッ

クス効果の増進が図られるようになっている。

これら入浴施設の規模は、最大80名の方が利用できることを想定しており、現老人福祉センターの入浴施設の約3倍の広さを有している。

そこで、新たな施設の機能の内、老人福祉センター、特にお風呂の利用に限定して質問する。

現在の老人福祉センターは、年齢制限もあり、一定の方しか利用出来ない。しかししながら、新しい施設に年齢制限はなくどなたでも気軽にお風呂の利用が出来

る。

● 2回目の質問

現在の老人福祉センターの利用状況も踏まえながら、効率的な運営に努めていく。

したがって、現在の老人福祉センター部分の施設は計画どおりに取り壊すこととしており、その跡地利用については、地元の方々から陳情を踏まえ、陶芸作業所、コミュニティスペース、トイレ、施設利用者等の駐車場として整備すべく計画を進めているところである。

新施設の入浴施設については、先ほど答弁したとおり、現在の施設は、平成25年度の統計によると、入浴に利用できるのか疑問に思つて

いる人を少なくない。

現在の施設は、今まで通り老人福祉センターとして、利

用できるのか疑問に思つて

いる人を少なくない。

</div

# 市政一般質問

12月

宮下 豊 議員



## ①市政について

### ●1回目の質問

市長は、8年前文化工りア事業に際して身の丈に合った財政規模にて進めていくとの公約を掲げられたが、事業費33億5,100万円の巨費を投じて建設に踏み切った。本当に本市の身の丈に合っていると言えるのか見解を伺う。

次に、子育て支援施策について伺う。郡内地域地場産業センターの建物の無償譲渡を受け、活用を検討されたが、様々な事業計画が頓挫し、その後、福祉センター内に子育て支援施設を設置するとの事であるが、進捗状況、財政措置を示せ。

### ●1回目の市長答弁

次に、市立病院内に設置されている癌治療機器リニアックの活用についてだが、議員の熱き思いと努力により、リニアック棟の建設及び機器の導入にこぎつけた。患者さんから大変感謝され、お聞きする。

次に、(仮称)多世代交流施設を有料化する為の条例改正案が可決された。当面市長の裁量により無料とする事だが、いつまで無料とする考えなのか。併せて、施設建設に際し、本市は極めて良好な財政状況であるとのことだが、その具体的な根拠を示せ。

最後に、市長は、平成19年4月に市長就任以来、概ね100億円の箱物事業を整備し、あるいは整備中である。今後計画されている事業の内容、資金計画を示せ。

●全文については、次期定例会(3月)より、市立図書館および市議会図書室において閲覧できます。

見送ることと判断した。

その後、県議会議員、市議会等の御理解・御協力いただき中で改めて検討を進め、当時としては最新の機器の導入及び北別館の増築に踏み切ったものである。

### ●2回目の質問

次に、子育て支援施設についてあるが、まず、地場産業センターの建物解体は年間利用者数、図書貸出数と共に増加しているなど、私は、まさに身の丈に合つたものであると考える。

次に、子育て支援施設についてあるが、まず、地場産業センターの建物解体は年間利用者数、図書貸出数と共に増加しているなど、私は、まさに身の丈に合つたものであると考える。

次に、(仮称)多世代交流施設ふれあい庵についてお聞きする。

次に、(仮称)多世代交流施設を有料化する為の条例改正案が可決された。当面市長の裁量により無料とする事だが、いつまで無料とする考えなのか。併せて、施設建設に際し、本市は極めて良好な財政状況であるとのことだが、その具体的な根拠を示せ。

次に、良好な財政状況の根拠についてだが、まず、市の借金である市債残高を93億円余り削減した。人口1人当たりの市債では県内13市中1位、また、財政調整基金の残高は県内2位となるなど良好な財政状況となつていている。今後も、財政健全化に向けて、全力を挙げて取り組んでいく。

次に、今後計画されている施設整備事業についてであるが、中期財政計画で示しているが、「(仮称)富士の郷食あいセンター整備事業」と上吉田地区における「市営住宅団地建設事業」についてある。資金計画は、食あいセンター整備事業費が今後の2年間で26億6千万円余りであり、市営住宅団地建設については、整備概要がまとまつた時期

の公約の実現のため、図書館の運営規模、建設場所の選定、建設事業費など、あらゆる角度から総合的に検討を行い、33億円余りの事業費となつたものである。その結果、現在の市民会館は、改修前に比べ平均して約1・5倍利用者が増加し、また、図書館においては年間利用者数、図書貸出数と共に増加しているなど、私は、まさに身の丈に合つたものであると考える。

次に、子育て支援施設についてあるが、まず、地場産業センターの建物解体は年間利用者数、図書貸出数と共に増加しているなど、私は、まさに身の丈に合つたものであると考える。

次に、(仮称)多世代交流施設ふれあい庵の入浴施設の高齢者の利用料についてであるが、免除の期間は、今後の利用状況、社会情勢を勘案する中で判断していく。受け入れ成果を挙げている。

次に、地場産業センターの整備の中で有効活用を図る予定としているので、決して頓挫したものではないことを申し上げておく。

さらに、福祉ホールを子育て支援の拠点施設として、全面的にリニューアル工事を行うが、現在、基本構想を策定している段階であり、来年度にはこの構想を基に設計及び改修工事に着手したいと考える。また、財政措置については、国庫補助金と起債等を予定している。

次に、市立病院内の癌治療機器リニアックの活用についてあるが、国から示された機器と本市の求めている機器とは同一である。市が、該地の地主として建物を取壊して引き渡すよう県当局に強く要請したのではなかつたのか。見解をお伺いする。

次に、リニアックの活用についてあるが、国から示された機器と本市の求めている機器とは同一である。市が、該地の地主として建物を取壊して引き渡すよう県当局に強く要請したのではなかつたのか。見解をお伺いする。

次に、平成24年度より「滞納アクションプラン」として滞納整理を実施している。平成24・25年度市税全体で延べ人数4万4,129人、金額にして9億1,656万6千円を支払い免除している。主な免除の要因は、生活の困窮であるが、これでも豊かで住み良い街とお考えなのか。住民として納税義務を果たせる世の中を創ることが行政の責務であり、市政の中でのような対応策を講じられたか見解をお伺いする。

また、滞納アクションプランの実施に際し、極めて過度な執行がされ、職務権限乱用が危惧されると考えられる。また、箱物市政

を推し進めた結果、今後市政運営に支障が生じると危惧されるが、どうお考えなのか見解をお伺いする。

## ●2回目の市長答弁

まず、市民文化工リア整備の見直しに関する公約についてであるが、当時、事業の見直しの必要性を非常に強く感じていたからであり、先ほど答弁したとおりである。

次に、リニアック装置の導入についてであるが、当時検討した結果、機器の性能や診療範囲の制約に繋がる不安が持ち上がった。より安心のできる環境、充実したがん診療を図るために、新たな施設整備を計画し、関係機関との協議を重ねて、きた結果、日本では最新鋭第1号となる機器を導入することができたものである。

次に、(仮称)多世代交流施設設ふれあい庵の入浴施設の高齢者利用料についてであるが、従前の施設に比

べ、入浴施設の規模や内容、設備を充実させた高い付加価値を付けた施設であり、利用者の皆様にその経費の一部を負担していただこうとしたを基本的な考え方とし利用料を設定した。しかしながら、65歳以上の市民の皆様の利用促進、健康増進等に繋げたいとの考え方から当分の間は利用料を免除することとしたものである。

次に、良好な財政状況の根拠についてであるが、御指摘の基金全体として残高が減少していることは、そもそも、その施設を整備する目的で積み立ててきた貯蓄整備基金の取り崩しも含めており、基金の目的に沿った有効な活用を図る中、必要な施設整備を実施してきたものである。

また、「箱物行政」とは、施設の建設行為そのものが目的化されるもので、行政手法を批判的に表現する言葉であると認識している。

本市における市民の皆様の利用状況や、費用対効果等を踏まえると本市においては、全く見当違いの表現であると言える。

また、「結果として93億円余りの借金返済は市民からなされた」という考え方についても、分収交付金は、市立病院などの経費に全額充当しているところであり、基本的に借り入れる額よりも返す額を多くすることに努めた結果、着実に市債残

高が減少し、財政の健全化を堅持するに至ったと自信している。

また、恩賜林組合の基金と本市の財政運営についてであるが、限られた財源であることは間違いないものであるので、今後の財政運営についても、当然それを見頭に行つていく。

いずれにしても、安全安心なまちづくり等を推進するためには、まずは公共施設の老朽化を解消し、自然災害から市民の皆様の身体や生命を守ることを第一義とする私の行政姿勢を、宮下議員には御理解いただけないようで誠に残念である。

また、議員御発言の「豊かで住み良い街の住民として納税義務を果たせる世の中を創ることが行政の責務」という考え方については、

また、議員御発言の「豊かで住み良い街の住民として納税義務を果たせる世の中を創ることが行政の責務」という考え方については、市民の皆様それぞれが、自由主義経済の下、経済活動を営むとういう社会的ルールを無視することとなり全く的外れと言わざるを得ない。

次に、滞納アクションプランの実施についてであるが、法令に従つた対応は当然のこととしながらも、悪質な滞納者に対しては、厳正に対応し、眞に生活に困窮する滞納者に対しては個々の実情に添つた対応を行つてゐるところである。

良好な財政状況の根柢についてであるが、答弁は謳弁であり、呆れるばかりである。恩賜林組合より分収交付金が交付されなければ一般会計より支出がなされる。ゆえに93億円余りの借金返済は市民のお金で為されたこととなる。

また、この分収交付金は本来、旧11ヶ村入会組合に交付され、地域に於いて活用され、残余のお金は各入会組合の自由意志決定されるべきものと考えるが見解を伺う。

また、豊かで住み良い街づくりとは、地域振興が計られ、活性化され、経済的にも豊かになり、納税義務が果たされ、心が豊かとなる街と考える。経済弱者を切り捨てるがごとき発言に驚愕するのは私ばかりであろうか。

次に、全戸にゴミ袋が郵便にて配布された件を質問する。配布によつてどのくらいゴミが減量されるかとお考えか。また、費用はいくら掛かったのかお聞きする。因みに、何ゆえにこの時期に配布されたのか公職選挙法の利益供与に抵触されると危惧される。

最後に、堀内市政8年間を検証してきたわけだが、公約の不実行は市民に対する裏切りと言える。

地場産業センターへの子育て支援施設の整備計画の頓挫に伴う県当局との信頼関係の欠如、リニアック装置設置に際しての対応不足更には、箱物行政を推し進める為に何ら十分な検討も為されないこと、例えばふれあい庵及び博物館リニアアル事業費の2倍、3倍の増額等、ずさんな計画と言えよう。就任時より其金は、35億円余りの大金を食べ尽くし、借金返済の原資である恩賜林組合の財政調整基金の欠乏を招いた。このことは、今後の本市財政運営が極めて困難になることを予想させる。

また、経済弱者を切り捨てるがごとくの発言には警愕するばかりで、市民生活は、決して豊かであるとは言えない。箱物行政を推進めるには、何か別の目的があるのかと考えるのは私ばかりであろうか。

私は日本国民として、この地に生まれ、この地に育ち、この地に骨を埋める者の一人として、これ以上堀内市長に引き続き市政を託すことには反対である。

### ● 3回目の市長答弁

一への子偏計画の信頼性を推し進な検討もアツク2倍、3物館リーニング計画は、入会金の金を返済の原由の財政の目的を別に、他の市本財政を引き市政を理める者以上は、入会金から得ら財産である。



# 委員会の審査から

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

□建設水道委員会

## 総務経済委員会

### ●審査案件

- ①議案第65号  
富士吉田市職員給与条例の一部改正について
- ②議案第73号  
富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- ③議案第66号  
富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

- ④議案第75号  
平成26年度富士吉田市一般会計補正予算

- （第4号）

- 審査結果
- ①本提案は、「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、人事院の勧告に基づく一般職の職

員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、所要の改例の一部改正について

施行等に伴い、所要の改例の一部改正について、妥当と認められますので、当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、所要の改例の一部改正について

施行等に伴い、所要の改例の一部改正について、妥当と認められますので、当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、所要の改例の一部改正について

施行等に伴い、所要の改例の一部改正について、妥当と認められますので、当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

員の給与に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、所要の改例の一部改正について

施行等に伴い、所要の改例の一部改正について、妥当と認められますので、当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について

富士吉田市立下吉田中央コミニティセンターの指定管理者の一括指定について



ふれあい庵起工式

望がありました。

また、そこで従事する

人に対して、いわゆる官製ワーキングプアの状態を作らないよう、適切な労働条件のもとで従事で

きるような勤務体制を構築して欲しいとの要望があ

りました。

さらに、指定管理者が

自主事業を行う際には、

本来の施設の目的に外れ

ないよう指導を徹底して

欲しいとの要望がありました。

さらに、指定管理者が

自主事業を行う際には、

本来の施設の目的に外れ

ないよう指導を徹底して

# 文教厚生委員會

- クラブ条例の一部改正について  
④議案第70号

富士吉田市ひとり親家  
庭医療費助成に関する条例の一部改正について  
平成26年度富士吉田市  
介護保険特別会計補正予算（第2号）

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
⑧議案第78号



大明見まちなみ

- ⑤本案は、一富士吉田市  
国民健康保険条例及び富  
士吉田市立病院使用料及  
び手数料条例」の一部改  
正でありますと、健康  
保険法施行令等の一部を  
改正する政令」の施行に  
伴い、出産育児一時金及  
び産科医療補償制度負担  
金の額の見直しを行うも  
のであり、妥当と認めら  
れました。

なお、審査の中で、放  
課後児童クラブの設置に  
あたり、できるかぎり学  
校内に設置して欲しいと  
の要望がありました。ま

- 4974万5千円、生活  
保護扶助費3600万円、  
スマートインターチェン  
ジ設置事業費1700万  
円等を増額し、他会計へ  
の繰出事業費247万8  
千円を減額するものであ

- ります。また、スマートインターチェンジ設置事業費1700万円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 平成26年度富士吉田市  
看護専門学校特別会計補  
正予算（第1号）

●審査結果

①本提案は、「住居表示の  
実施に伴う関係条例の整  
理に関する条例」の制定  
でありまして、大明見地  
区の住居表示を本年12  
月22日から実施するこ  
とに伴い、関係する条例

- について、住居表示の実施区域に設置してあります公の施設の位置の表示を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市社会福祉事務所設置条例」の一部改正であります、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図る

- ための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行による「母子及び寡婦福祉法」の改正に伴い、引用する法律名を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④ 本案は、「富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例」の一部改正でありますて、ひとり親家庭の医療費償還払い申請期限を6ヶ月以内から2年以内に拡大するため、所要の改正を行うも

た、放課後児童クラブに児童が通うにあたり、防犯面等の安全対策に配慮して欲しいとの要望がありました。

③ 本案は、「富士吉田市放課後児童クラブ条例」の改正に伴い、引用する法律名を変更するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

れますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑥本案は、富士吉田市立明見湖公園の指定管理者の指定でありますて、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市立明見湖公園について指定管理者を指定

するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑦本案は、平成26年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第1号でありますて、今回、歳入歳出からそれぞれ128万4千円を減額し、総額を62億1182万4千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費128万4千円を減額するものであります。

歳入では、今回、歳入歳出からそれぞれ172万5千円を減額し、総額を39億853万5千円とするものであります。

ので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑧本案は、平成26年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出からそれぞれ172万5千円を減額し、総額を39億853万5千円とするものであります。

士吉田市立明見湖公園について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

歳入では、一般会計繰入金172万5千円を減額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費172万5千円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

## 建設水道委員会

### ●審査案件

#### ①議案第72号

#### 富士吉田市観光交流地

区内における建築物等の制限に関する条例の制定について

#### ②議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ③議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ④議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ⑤議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ⑥議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ⑦議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ⑧議案第76号

#### 下水道事業特別会計補正予算（第1号）

、原案のとおり可決すべきものと決しました。

り、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

額するものであり、歳出では、一般職給、職員手当等の人事費178万8千円を減額するものであ

り、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当等の人事費125万7千円を減額するものであ

り、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

# 議案審議

# 即決案件・報告案件の内容

● 第6回定例会

● 報告第15号 専決処分報告について  
(平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第3号)

【内容】歳入歳出にそれぞれ1840万円を追加し、総額を217億5700万円としたもの。

歳入では、県支出金1840万円を増額したものの。  
歳出では、衆議院議員選挙事業費1830万円、衆議院議員選挙啓発事業費10万円を増額したもの。

● 報告第16号 債権の放棄について

【内容】徴収不能な水道料金、市立病院診療費、学校給食費及び市営住宅家賃、合計821万1970円の債権を放棄したもの。

● 議案第80号 工事請負契約の締結に

● 報告第15号 専決処分報告について  
(平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第3号)

【内容】契約金額2億1135万6千円で、飯田鉄工(株)と契約しようとするものであり、工事内容は、橋長56mの橋梁上部工事一式。

● 議案第81号 訴えの提起について  
(平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第3号)

【内容】市営住宅の明渡し及び家賃の支払いを求める訴えの提起。

● 議案第82号 人権擁護委員の推薦について  
(平成26年度富士吉田市一般会計補正予算第3号)

【内容】委員の小林永治氏、小林初美氏の後任に、富士吉田市上吉田962番地の12、佐藤千枝子氏及び富士吉田市下吉田5826番地、渡千春氏を、また、引き続き、富士吉田市新屋226番地、堀内加代子氏を、法務大臣に対し推薦するもの。

## 議案等の処理結果（12月定例会）

(賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★)

※19Pに続く

(賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★)

議案番号	案 件	付託委員会等	渡辺嘉男	太田利政	奥脇和一	宮下豊	渡辺忠義	渡辺孝夫	宮下正男	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	佐藤秀明	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	審議結果
議案第69号	富士吉田市放課後児童クラブ条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	富士吉田市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	富士吉田市国民健康保険条例及び富士吉田市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	富士吉田市観光交流地区内における建築物等の制限に関する条例の制定について	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	富士吉田市立下吉田中央コミュニティセンター・富士吉田市立老人福祉センターの指定管理者の一括指定について	総務経済	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	富士吉田市立明見湖公園の指定管理者の指定について	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	平成26年度富士吉田市一般会計補正予算(第4号)	総務経済	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第76号	平成26年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設水道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第77号	平成26年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第78号	平成26年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第79号	平成26年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算(第1号)	文教厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第80号	工事請負契約の締結について(平成26・27年度防衛関係事業(8条)大明見下の水線改良舗装工事(1工区))	12/22即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第81号	訴えの提起について	12/22即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第82号	人権擁護委員の推薦について	12/22即決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎即決案件の内容については、“即決案件の内容”をご覧ください。

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよしだ議会だより  
企業広告大募集！

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

富士吉田市役所 議会事務局  
☎0555-22-0612(直通)

## 日常生活賠償責任保険 をおすすめします

日常生活で被る車や他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負担された場合に保険金をお支払いします。

**保険金額：無制限** **保険料：年間約1,090円**

自動車に運転される方には必須の保険です。

今、ご契約の自動車保険・火災保険にての特約をセットでできます。  
バイクに乗られる方は、アシスタンスパック特約をセットしましょう。

東京海上日動火災/富士火災/共済火災/東京海上日動あんしん生命

代理店 荒井損害保険企画(松山)

有料広告